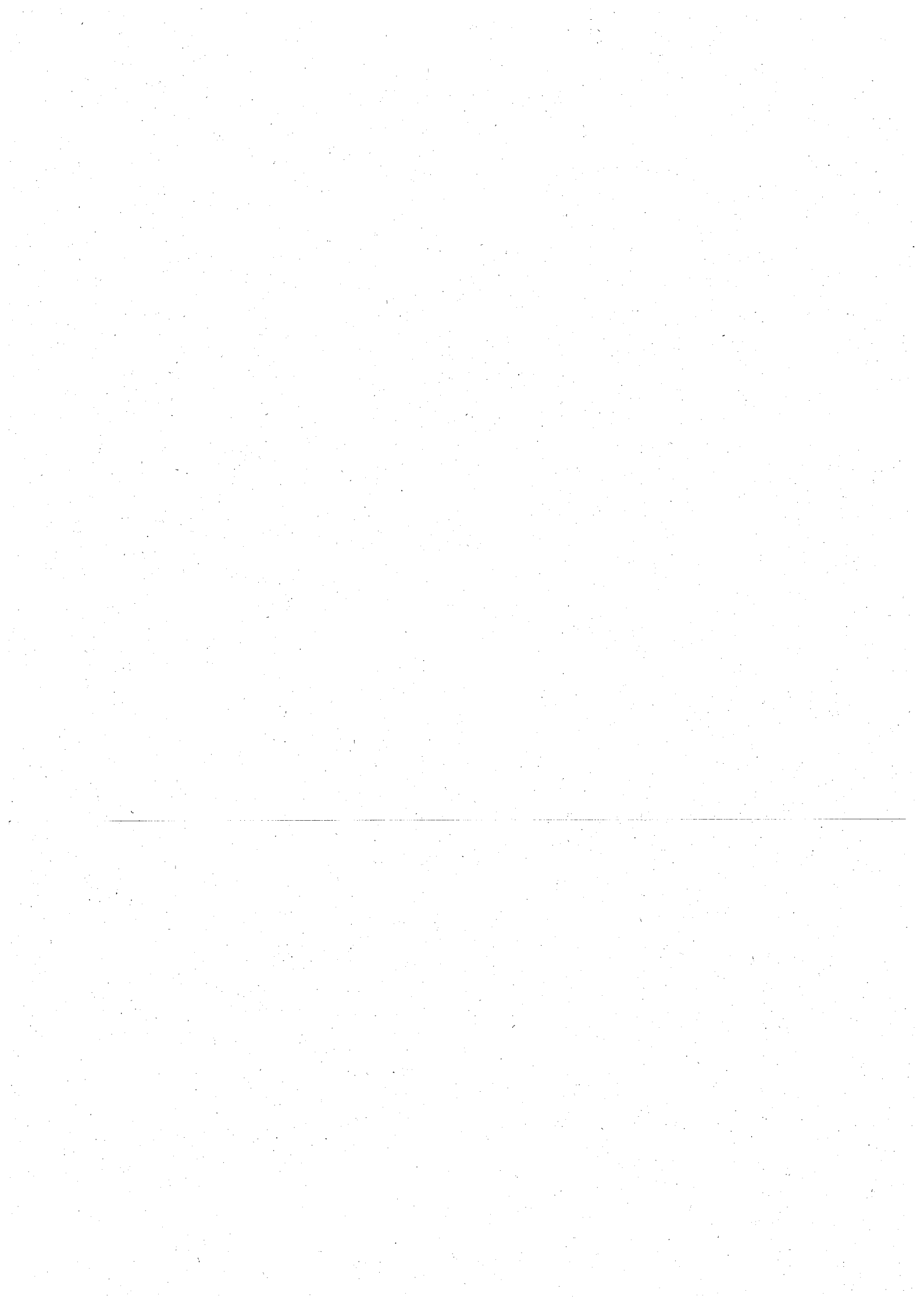


議 事 録

令和5年9月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会



令和5年第9回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年9月5日(火) 13時23分から14時28分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之
農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第58号	農地法第3条の規定による許可の取消
議案第59号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第60号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第61号	農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第62号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第63号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
議案第64号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第65号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第13号	農地法第3条の3の規定による届出
報告第14号	農地法第5条第1項の規定による届出

1 開 会

○副会長(隈部誠一君)

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

○事務局長(一法師進君)

本日の総会は、委員14人全員の出席で、定足数を満たしており、総会が成立しますことを

ご報告申し上げます。

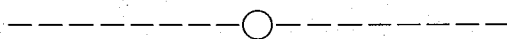
それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和5年第9回総会を開会致します。



3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、5番 徳丸委員、6番 稲葉委員を指名いたします。

4 議事

○議長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。

議案第58号「農地法第3条の規定による許可の取消」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第58号、「農地法第3条の規定による許可の取消」です。

本案件は、令和5年3月6日に所有権移転の許可がなされましたが、譲受人が許可のあった農地での耕作を断念し、自身の経営する隣接の家族湯の駐車場として利用することとなったため、申し出があり、許可を取消すものです。

なお、駐車場としての利用については改めて農地法第5条に基づく許可申請がされており、後ほどご審議いただきます。

以上です。

○議長（坂本照子君）

担当者からの説明が終わりました。これより質疑・意見がありましたら挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第58号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第58号は、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第58号は、原案のとおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、議案第59号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第59号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号126番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は1ページ記載のとおりです。

議案書3ページをお願いします。

提案番号127番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与による新規取得です。調査書は2ページ記載のとおりです。

議案書4ページをお願いします。

提案番号128番申請地及び申請人は記載の通りです。譲受理由は、譲渡人の経営する農業法人への名義変更です。調査書は3ページ記載のとおりです。

また、譲受人は、今回初めて農地を取得する農地所有適格法人ですので、法人の概要について説明いたします。調査書の4ページに農地所有適格法人の要件について記載しております。

まず、「法人の組織形態要件」につきましては、平成30年7月18日に株式会社として登記がされておりますので、該当いたします。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業関連事業であることとなっており、定款及び履歴事項全部証明において「農産物の生産、加工及び販売」が主たる事業であると確認できましたので、該当しております。

次に「議決権要件」につきましては、本法人の発行済み株式は100株で、その全てを法人の農業の常時従事者である譲渡人が所有し、過半を占めておりますので、該当しております。

また、「役員要件」につきましても、本法人の役員は2名で、2名が年間150日以上農業に従事し、2名が60日以上農作業に従事しているもので、該当いたします。以上4つの要件全てを満たしております。

議案書8ページをお願いします。

提案番号129番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得による

ものです。調査書は5ページ記載のとおりです。

議案書9ページをお願いします。

提案番号130番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は6ページ記載のとおりです。

議案書12ページをお願いします。

提案番号131番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は7ページ記載のとおりです。

議案書13ページをお願いします。

提案番号132番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、新規取得によるものです。調査書は8ページ記載のとおりです。

議案書14ページをお願いします。

提案番号133番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は9ページ記載のとおりです。

議案書19ページをお願いします。

提案番号134番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は10ページ記載のとおりです。

議案書20ページをお願いします。

提案番号135番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は11ページ記載の通りです。

議案書21ページをお願いします。

提案番号136番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は12ページ記載のとおりです。

議案書22ページをお願いします。

提案番号137番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は13ページ記載のとおりです。

議案書26ページをお願いします。

提案番号138番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は14ページ記載のとおりです。

以上13件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調

査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 126 番から 130 番について「南部地区担当委員」

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 126 番から 130 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 131 番から 138 番について「東部地区担当委員」

2 番（守川千穂君）

提案番号 131 番から 138 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 59 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 59 号は、原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 60 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 27 ページをお願いします。

議案第 60 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 12 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 234 m²を駐車場に転用する案件です。なお、申請地は既に駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号12番について「南部地区担当委員」

3番（森喜代輝君）

提案番号12番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

1番（多久正光君）

申請人の住所と申請地の場所が離れているようだが、自家用車の駐車場として転用されるのか？

○議長（坂本照子君）

ただいまの質問について事務局の説明を求めます。

○事務局（北原薫君）

駐車場の利用方法としては申請地の近隣住民の方に使用させているとのことです。

○議長（坂本照子君）

いつ頃から駐車場として使用されているのか？

○事務局（北原薫君）

平成元年ころから駐車場として使用されていたそうです。

○議長（坂本照子君）

多久委員、いかがですか。

1番（多久正光君）

了解しました。周りに宅地が多く将来の宅地化もあるのではないかと思います、その経緯が気になり質問したものです。

○議長（坂本照子君）

ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 60 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 60 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 28 ページをお願いします。

議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 42 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑 761 m²に使用貸借権を設定し、隣接する田の埋め上げ工事のための通路及び資材・車両置場として 3 年間の一時転用を行うものです。なお、申請地は令和 2 年 8 月に最初の一時転用の許可を受けており、埋め上げ工事の工期延長に伴い新たな期間の申請がなされたものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。18 ページに立地基準を、19 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 29 ページをお願いします。

提案番号 43 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 2,946 m²を取得し、アパート 3 棟に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 30 ページをお願いします。

提案番号 44 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 1079 m²を取得し、隣接する家族湯の駐車場として転用する案件です。なお、申請地はその一部がすでに駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出がされています。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 31 ページをお願いします。

提案番号 45 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 2 筆、計 336 m²を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 32 ページをお願いします。

提案番号 46 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 496 m²を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 33 ページをお願いします。

提案番号 38 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 381 m²を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 34 ページをお願いします。

提案番号 48 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地田 583 m²を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。15 ページに現地の状況写真、16 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、7 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 42 番について「北部地区担当委員」

12 番（田中春雄君）

提案番号 42 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 43 番から 47 番までについて「南部地区担当委員」

9 番（光永太君）

提案番号 43 番から 47 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 48 番について「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 48 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

13 番（隈部誠一君）

提案番号 42 番について、ここは農振農用地区域内であるが、農振除外なく転用は認められるのか？

○議長（坂本照子君）

ただいまの質問について事務局の説明を求めます。

○事務局（北原薫君）

現地は農振農用地区域であります。一時的な転用であれば認められるものとなっておりますので一時転用は認められるものです。

6 番（稲葉和弘君）

申請地は農振農用地ではあるが、谷あいのある場所であり農業上の条件はあまり良いところではない。このような場所を農振農用地区域に入れておくのもどうかと思う。

13 番 (隈部誠一君)

農用地区域内であるので多面的機能の交付金なども当該地に対し来ているのではないかと、そのようなことはどう取り扱っておられるのか？

1 番 (多久正光君)

一時転用3年間を認めてもその延長が繰り返されるのはいろいろと問題になってくるのではないかと

12 番 (田中春雄君)

当初は岩野川のしゅんせつ工事による土砂が入る予定だったが、予定が変わって土砂が搬入されなくなり期間が延びたと聞いている。

○事務局 (廣田浩之君)

農振農用地区域内であっても活動対象に該当しない土地については多面的機能の交付金の対象から外すことができます。

また、農振農用地区域については、農振法により農用地区域とすべき要件、除外できる要件というものがあり決められており、それに基づき山鹿市の農業振興地域整備計画が定められています。個別の転用計画がある場合、農振除外できる場合がありますが、その場合でも除外要件を満たすことが必要です。また、5年に一度行われる計画の全体見直しであれば、農用地区域とすべき要件に該当しない場所について除外を行うことができます。農業委員会で非農地判断を行った土地についても、農振農用地区域内にある場合はここで農振除外されます。

申請地については南側の農地のまとまりからこの谷に向けて連たんしており、そのまとまりが市道を越えた北側まで広がっているため、農振除外は困難なものと思われる。

○議長 (坂本照子君)

隈部委員、いかがですか。

13 番 (隈部誠一君)

一時転用3年間であれば農振除外を行う必要がないとのことなので、納得しました。

○議長 (坂本照子君)

ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第61号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 61 号は、原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 62 号 農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案の説明の前に資料の訂正をお願いします。

議案書 36 ページ提案番号 15 号から 43 ページ提案番号 21 号までの備考に記載しております単価が a 当たりになっておりますが、10 a 当たりの誤りです。お手数ですが修正をお願いします。

それでは、議案の説明に移ります。

議案書の 35 ページをご覧ください。

提案番号 14 号に係る申請地は、鹿本小学校から鹿本グラウンドへ向かう途中に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、この受け手の要件については、調査書 32 ページに記載のとおりです。

続きまして、議案書 36 ページをご覧ください。

提案番号 15 号に係る申請地は、畜産協会城北支所付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受け手の要件については調査書 33 ページに記載のとおりです。

続きまして、議案書 37 ページをご覧ください。

提案番号 16 号に係る申請地は、岩原古墳付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受け手の要件については調査書 34 ページに記載のとおりです。

続きまして、議案書 38 ページと 39 ページをご覧ください。

提案番号 17 号に係る申請地は、宮本牧場付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受け手の要件については調査書 35 ページに記載のとおりです。

続きまして、議案書 40 ページをご覧ください。

提案番号 18 号に係る申請地は、鶴城中学校付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、公社買い受けの案件ですので、調査書は省略しております。

続きまして、議案書 41 ページをご覧ください。

提案番号 19 号に係る申請地は、県立かもと稲田支援学校小・中学部付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、公社買い受けの案件ですので、調査書は省略しております。

続きまして、議案書 42 ページをご覧ください。

提案番号 20 号に係る申請地は、鹿央運輸付近に位置する農地で申請人及び契約内容につき

ましては、議案書記載のとおりでございます。なお、公社買い受けの案件ですので、調査書は省略しております。

続きまして、議案書 43 ページをご覧ください。

提案番号 21 号に係る申請地は、JA 鹿本鹿央給油所付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、公社買い受けの案件ですので、調査書は省略しております。

いずれの案件も 8 月 21 日に売買会議を開催し内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 62 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 62 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 45 ページをご覧ください。

議案第 63 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 33 件で、その面積は 35,899 m²でございます。

提案番号 223 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、麦、大豆を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 36 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 224 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 37 ページに記載のとおりでございます。

議案書 45 ページから 47 ページです。

提案番号 225 番から 234 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 38 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 235 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 39 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 236 番から 238 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 40 ページに記載のとおりでございます。

議案書 48 ページから 49 ページです。

提案番号 239 番から 246 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 41 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 247 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 42 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 248 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、ニラ・麦・大豆を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 43 ページに記載のとおりでございます。

また、本日提案しております提案番号 223 番から 248 番までの議案につきましては、農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。
これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 63 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 63 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 64 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 50 ページをご覧ください。

議案第 64 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 5 件、再設定が 3 件でその面積は、7,623 ㎡でございます。

提案番号 150 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、栗を作付け予定でございます。

調査内容は、調査書 44 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 151 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。

調査内容は、調査書 45 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 152 番から 153 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載の通りです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。

調査内容は、調査書 46 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 154 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載の通りです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。

調査内容は、調査書 47 ページに記載のとおりでございます。

また、本日提案しております提案番号 145 番から 149 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第64号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第65号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (廣田浩之君)

議案書の52ページをお願いします。

議案第65号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。提案番号34番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。

農地の状況につきましては、「別紙2 現地写真」の17ページに掲載のとおりとなっております。

この案件は、雑木等が繁茂した農地などであり、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第65号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第65号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第13号「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の53ページをお開き下さい。

報告第13号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和5年7月に届出がありました件数は10件、筆数の合計は83筆、面積の合計は112,591㎡でございます。詳細につきましては、54ページから55ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第13号は終わります。

次に、報告第14号「農地法第5条第1項の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の56ページをお開き下さい。

報告第14号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和5年7月に届出がありました件数は1件、土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、防火水槽の設置であり、山鹿市が設置する公共物であるため、許可不要となります。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和5年第9回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

5番 農業委員

徳丸誠次郎

6番 農業委員

稲葉和弘

